

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (1) 地域医療の拡充について

④ 不妊症・不育症の負担軽減

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成を拡充させていくこと。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症 16 は、特殊な場合を除いて正しい検査と治療を行うことで、80%以上の方が子どもを出産することができることから不育症治療に対する助成制度を確立すること。さらに、不妊治療や不育症治療は精神的負担も大きいことから、カウンセリング機関・窓口を充実させること。

（回答）

大阪府では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精等の不妊治療について早期に医療保険の適用を図ること、医療保険が適用されるまで特定不妊治療費助成事業を拡充すること等、不妊に関する施策の推進について、要望しているところです。

不育症治療に対する助成制度については、現在の府の財政状況において、府単独での助成実施は、非常に困難な状況にあるため、引き続き、国の検討結果に基づく今後の方針に着目するとともに、国に対して、不育症の検査・治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証を行い自治体等への適切な情報提供を行うこと、国において専門機関との研究により、効果が認められる治療及び必要な検査を医療保険の適用対象とするなど支援策を講じることを要望しており、今後とも引き続き、国に対して強く要望してまいります。

不妊治療を受ける夫婦や不育症の方の精神的負担を軽減するため、主に助産師による電話相談、専門の相談員による対面相談、専用ホームページの運営及びセミナー等の開催など不妊・不育相談事業の実施や厚生労働省の研究班により開設された不育症に関するホームページ「F U I K U - L A B O」を府のホームページで紹介するなど、引き続き、広く周知してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 健康づくり課